



練馬区 が医薬品卸売販売業者7社と「災害時協定」 医薬品等を医療救護所に直接搬送！

と き 平成26年1月24日(金)(7社との協定締結が完了)

24日、練馬区は、医薬品卸売販売業者7社と『災害時における医薬品等の供給協力に関する協定』を締結した。(協定は各社ごとに締結し、24日に7社目の締結が完了)

協定により、震災などの災害時に、区の協力要請に応じて医薬品卸売販売業者が、医薬品、衛生材料、医療器具等を供給する。医薬品卸売販売業者は、区が指定する区内の医療救護所(区立中学校10校)に医薬品等を直接搬送する。

従来、区の備蓄医薬品が不足した場合には、東京都が調達した医薬品等を区が一括して受け取り、区内の医療救護所に配送することになっていた。しかし、東日本大震災では、自治体に供給された医薬品等が集積所に停滞し、医療現場へ医薬品等を届けることができなかった。そこで、区が医薬品卸売業者から直接医薬品等を購入し、卸売業者が医療救護所へ直接配送するシステムを構築した。

災害時における医薬品等の円滑な調達手段の確立は、これまで区の重要課題とされてきた。本協定の締結により災害時の医療救護活動の強化が図られることになる。

区は今後、医薬品卸売販売業者と、医薬品等の調達体制や連携体制について具体的に協議を始める。また、供給訓練等を実施しながら、災害時の医療救護活動の強化に努めていく。

【協定の内容】

- (1) 医薬品卸売販売業者は、震災などの災害時に、区の要請に応じて、医薬品、衛生材料、医療器具等を、区が指定する区内の医療救護所(区立中学校10校)に直接供給する。
- (2) 医薬品卸売販売業者が供給した医薬品等の代金は区が負担する。

【協定の締結先】

練馬区を営業担当エリアとする、区内または練馬区に隣接する区の
医薬品卸売販売業者7社

- (1) アルフレッサ株式会社練馬支店 (杉並区井草3-20-5)
- (2) 株式会社スズケン練馬支店 (練馬区田柄1-5-30)
- (3) 東邦薬品株式会社練馬・板橋営業所 (練馬区谷原1-9-3)
- (4) 株式会社メディセオ練馬支店 (練馬区向山1-11-13)
- (5) 酒井薬品株式会社中野営業所 (中野区鷺宮3-47-1)
- (6) 株式会社バイタルネット東京中央支店 (板橋区泉町40-1)
- (7) 株式会社マルタケ東京支店 (豊島区南大塚1-2-7)



(株)メディセオ練馬支店との協定締結の様子、(左)成嶋康之支店長、(右)練馬区地域医療課長

【問い合わせ】

健康福祉事業本部 地域医療担当部 地域医療課 管理係 電話 03-5984-4673